

# 学校教育における食育推進上の課題の究明

- 国の食育推進基本計画と各都道府県の食育推進計画の比較 -

鈴木洋子

(奈良教育大学生活科学教育講座)

瀬尾啓文

(鳥取県倉吉市立高城小学校)

Investigation into the Problem for the Promotion of Food and Nutrition Education in Schools  
- Comparison between Basic Program for Shokuiku Promotion by the Government with Program  
for Shokuiku Promotion by Prefectures -

Yoko SUZUKI

(Department of Home Economics Education, Nara University of Education)

Akihumi SEO

(Takagi Elementary School, Tottori)

**要旨**：学校教育における食育推進上の課題を表出することを目的に、国の食育推進基本計画に示された内容が、どの程度、各都道府県の食育推進計画に反映されているかを調べた。その結果、各都道府県の推進計画が国の基本計画の内容を充足していないこと、指導内容の充実に関する事項については農林漁業体験をあげている都道府県は多いが、十分な指導時間の確保のための取組の促進をあげている都道府県が少ないこと、学校長のリーダーシップよりも関係教職員による連携・協力を重きを置いていることがわかった。これらの結果より学校における食育の継続的实践には、学習時間の確保と、学校長を助け食育推進のリーダー的役割を担う教員の育成が課題であることを表出した。

**キーワード**：食育 food and nutrition education

学校 school

食育推進基本計画 basic program for shokuiku promotion

食育基本計画 program for shokuiku promotion

## 1. はじめに

生活習慣の乱れや、食料自給率の低迷、そして安全な食品供給への不安等のは正に向けて食育基本法が平成17年6月に公布され、翌年3月には食育推進基本計画(以下、基本計画と記す。)が決定された。基本計画は、平成18年度から22年度までの5年間の施策の基本的方針をはじめ、「食育に関心を持っている国民の割合」、「朝食を欠食する国民の割合」、「学校給食における地場産物を使用する割合」、「推進計画を作成・実施している都道府県及び地町村の割合」等の9項目の目標値を掲げている。このうちの「推進計画を作成・実施している都道府県及び地町村の割合」の100%達成に向けて、各都道府県には地域の特性を生かした推進計画の作成が求められた<sup>1)</sup>。各都道府県が作成する推

進計画には、国の基本計画と同様に5年後の数値目標が示されている。各都道府県の推進計画が進まなくては、国の目標は達成されないが、これには国と各都道府県の内容が合致していることが前提となる。

そこで本研究は、学校教育における食育推進上の課題を表出することを目的に、国の基本計画と各都道府県の推進計画を比較検討した。

## 2. 研究方法

### 2.1. 分析対象

国の基本計画「第3 食育の総合的な促進に関する事項」の内容について、各都道府県の推進計画と比較した。分析対象とした各都道府県の推進計画は、平成19年2月～7月にホームページより検索可能であっ

た埼玉、千葉、神奈川、福井、長野、鳥取、広島、を除く40都道府県である<sup>2)~41)</sup>。

## 2.2. 分析項目表の作成

国の基本計画「第3 食育の総合的な促進に関する事項」に示された「家庭における食育の推進」、「学校・保育所等における食育の推進」、「地域における食育の推進」、「地域における食生活の改善等のための取組の推進」、「生産者と消費者の交流」、「食文化の継承」、「食品の安全性等に関する情報提供及び国際交流」の7つの事項を大項目とし、各大項目に記述された内容を中項目、小項目として大項目7個、中項目39個、小項目161個からなる分析表を作成した。例えば大項目「家庭における食育の推進」については、「生活リズムの向上」「子どもの肥満予防の推進」「望ましい食習慣や知識の習得」等の6つを中項目とし、中項目の「生活リズムの向上」については、「朝食の摂取」と「早寝早起きの実践」を小項目とした。

各都道府県の推進計画の記述が、分析項目表の表現と異なっても、内容が同様または類似したものについては「該当」とした。例えば「箸の持ち方などの食事マナーを身につけさせる」は、「家庭でのしつけの定着」に「該当」とした。国の基本計画に示されていない内容は、その他の小項目として扱った。奈良県においては中項目の「保育所における食育推進」には「栄養士などを中心とした食物アレルギー等への対応」と、中項目の「地産地消の推進」には「トレーサビリティシステムやHACCP方式等による衛生管理の推進による、高品質で信頼性の高い農林水産物づくりの促進」の「その他」の小項目があった。

## 2.3. 分析方法

分析表の例として、表1に大項目「学校・保育所等における食育の推進」の中項目「指導体制の充実」中の小項目を満たしている県の割合と、都道府県ごとの小項目の充足率を示した。表下方の小項目を満たしている県の割合は、「小項目を満たしている県数/推進計画を策定している県数(40)×100」の式を用いて算出した。表右横の都道府県ごとの小項目の充足率は、「都道府県ごとの小項目の実施件数/国の基本計画の小項目数×100」の式を用いて算出した。表1の大項目「学校・保育所等における食育推進」の小項目数は40項目である。

## 3. 結果及び考察

### 3.1. 大項目ごとの比較

「学校・保育所等における食育の推進」を「家庭における食育の推進」他の大項目と比較した結果を図1に示した。グラフが示す値は小項目を満たしている都

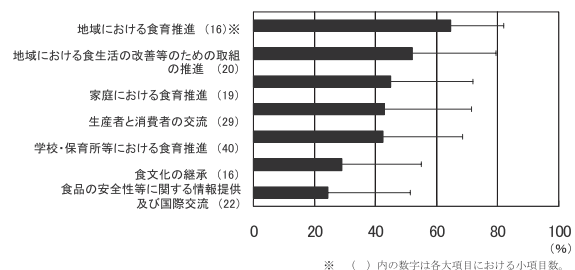


図1 基本計画「食育の総合的な促進に関する事項」における大項目中の小項目を満たしている県の割合の平均値の比較

府県の割合を比較した結果で、表1「分析表の例」の\*3の数値である。図中の大項目名横に括弧書きで示した数値は、小項目数である。「学校・保育所等における食育の推進」の小項目数は40項目と他の大項目の2倍近く、多くの内容が盛り込まれていることが分かる。小項目を満たしている都道府県の割合で「地域における食育推進」は64.7 ± 17.2% (平均 ± 標準偏差)、「地域における食生活の改善のための取組の推進」が52.1 ± 27.3%で、この2項目以外は50%を下回り、各都道府県の推進計画が国の基本計画の内容を充足していないことが分かった。国の基本計画に示されていないことから「その他」の小項目として扱ったのは兵庫県の7件、岐阜県及び岩手県の5件、大分県及び山形県の4件が多い類で、これら以外の都道府県では1~2件程度であった。このことから、国の基本計画に対する各都道府県の推進計画の充足率は低く、独自の内容についても少ないことが分かった。

「学校・保育所等における食育の推進」は、「食文化の継承」や「食品の安全性等に関する情報提供及び国際交流」より高かったが、「地域における食育の推進」と比べると低かった。

### 3.2. 大項目「学校・保育所等における食育の推進」中の中項目の比較

大項目「学校・保育所等における食育の推進」について中項目ごとの割合を比較した結果を図2に示した。表1の「分析表の例」の\*2の数値である。「指導体

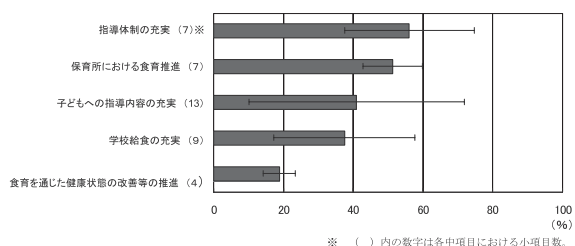


図2 大項目「学校・保育所等における食育推進」の中項目中の小項目を満たしている県の割合の平均値の比較

表1 分析表の例：大項目「学校・保育所等における食育の推進」の中項目「指導体制の充実」中の小項目を満たしている県の割合と、都道府県ごとの小項目の充足率

中項目	1 指導体制の充実							都道府県の実施件数	小項目に該当しなかった内容数	都道府県ごとの小項目の充足率(%)※4
小項目	栄養教諭配置の重要性の普及啓発	学校栄養職員への移行を推進	給食の時間での充実	食に関する指導の充実	家庭科や体育科など各教科での指導の充実	総合的な学習の時間での食に関する指導の充実	食に関する指導の充実			
都道府県名	略									
三重県	○		○	○	○	○	○	34	1	85.0
滋賀県			○	○	○		○	15	0	37.5
京都府	○						○	12	1	30.0
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	25	0	62.5
兵庫県	○		○	○	○	○	○	17	1	42.5
奈良県	○	○	○	○	○	○	○	33	1	82.5
和歌山県			○	○	○	○		22	1	55.0
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島根県	○		○	○	○		○	18	0	45.0
岡山県	○		○	○	○		○	11	0	27.5
広島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口県	○		○	○	○			27	0	67.5
徳島県	○		○	○	○		○	21	0	52.5
香川県	○		○	○	○		○	26	0	65.0
愛媛県	○		○				○	12	0	30.0
高知県	○						○	11	0	27.5
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	11	1	27.5
長崎県	○		○	○	○	○	○	25	0	62.5
佐賀県	○		○	○	○	○	○	18	1	45.0
熊本県	○		○	○	○		○	17	1	42.5
大分県							○	6	0	15.0
宮崎県			○	○	○			11	0	27.5
鹿児島県	○							6	0	15.0
沖縄県			○	○	○			14	1	35.0
	略									
小項目を満たしている県数	27	7	29	28	27	17	22			%の平均±標準偏差
小項目を満たしている県の割合(%)※1	67.5	17.5	72.5	70.0	67.5	42.5	55.0			42.4±15.7
中項目を満たしている県の割合(%)※2	56.1±18.5(平均±標準偏差)									
大項目を満たしている県の割合(%)※3	42.1±26.1(平均±標準偏差)									

※1 [小項目を満たしている県数/推進計画を策定している県数(40)×100]の式を用いて算出

※2 中項目ごとの「小項目を満たしている県の割合」の平均値

※3 全小項目の「小項目を満たしている県の割合」の平均値

※4 「都道府県の小項目の実施件数/国の基本計画の小項目数(40項目)\*100(%)」の式を用いて算出

制の充実」が56.1±18.5%（平均±標準偏差）、「保育所での食育推進」が51.4±8.5%、「子どもへの指導内容の充実」が41.8±30.6%、「学校給食の充実」が37.5±29.2%、「食育を通じた健康状態の改善等の推進」が18.8±4.5%の順で、「子どもへの指導内容の充実」と「学校給食の充実」のばらつきが多いこと、「食育を通じた健康状態の改善等の推進」が特に低いことが分かつ

た。その理由として、健康状態の改善には運動や睡眠等の食生活以外の生活習慣のファクターがあること、さらには家庭生活の影響が大きく、5年後に得られる成果の見極めが困難であることが関連していると推察した。

### 3.2.1. 大項目「学校・保育所等における食育の推進」中の中項目「子どもへの指導内容の充実」における小項目の比較

大項目「学校・保育所等における食育の推進」中の中項目「子どもへの指導内容の充実」における小項目の比較については、「指導計画」、「教材・時間」、「体験」ごとに図3から図5に示した。図3から図5に示した小項目の他にも、学校外に関する項目として「家族や地域との連携」100%と「学校教育外における子供向けパンフレットの作成と配布」2.5%があった。

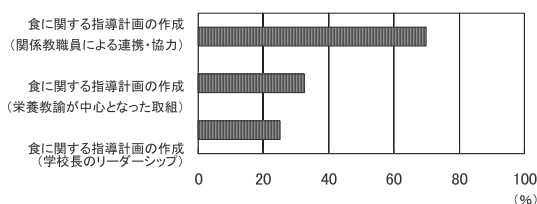


図3 大項目「学校・保育所等における食育推進」の中項目「子どもへの指導内容の充実」の小項目を満たしている県の割合（指導計画）

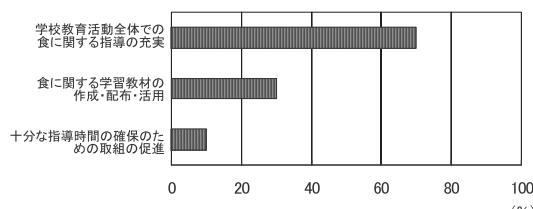


図4 大項目「学校・保育所等における食育推進」の中項目「子どもへの指導内容の充実」の小項目を満たしている県の割合（教材・時間）

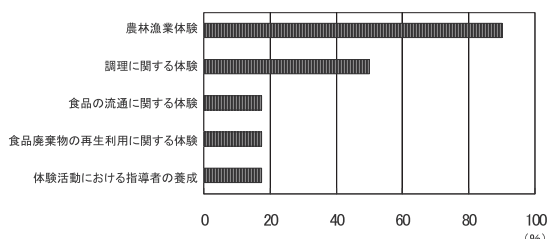


図5 大項目「学校・保育所等における食育推進」の中項目「子どもへの指導内容の充実」の小項目を満たしている県の割合（体験）

図3の「指導計画」については、「食に関する指導計画の作成（関係教職員による連携・協力）」が70.0%と、「食に関する指導計画の作成（栄養教諭が中心となった取組）」の32.5%や、「食に関する指導計画の作成（学校長によるリーダーシップ）」の25.0%より高いことが分かった。文部科学省が発行した「食に関する指導の手引」<sup>42)</sup>には、学校長のリーダーシップのもと関係教職員が連携・協力して食育推進にあたること、と記述されているが、本調査結果においては、都道府県の推進計画では学校長のリーダーシップより関係教職員による連携・協力が重きを置いていることが分かった。

図4の「指導教材・時間」については、「学校教育活動全体での食に関する指導の充実」が70.0%と「食に関する学習教材の作成・配布・活用」や「十分な指導時間の確保のための取組の促進」より高く、特に「十分な指導時間の確保のための取組の促進」は10.0%と低かった。「食に関する学習教材の作成・配布・活用」には経費面の問題があると推察した。「学校教育活動全体での食に関する指導の充実」のためには、「十分な指導時間の確保のための取組の促進」が必須事項であるにもかかわらず、これらの充足率に大差がみられた。「十分な指導時間の確保のための取組の促進」には教科学習の時間の確保が困難になっている現状を鑑み、推進計画に記述している都道府県が少ない結果となったと考える。しかし、「十分な指導時間の確保のための取組の促進」には、特別活動や総合的な活動の時間に食育の時間として活用する時間数を学習指導要領に明記するなど抜本的な改革なくして促進できるか疑問である。

図5の「体験」については、「農林漁業体験」が90%と高く、「食品の流通に関する体験」及び「食品廃棄物の再生利用に関する体験」は17.5%と低かった。「食品の流通に関する体験」は学外活動になり、学習時間の確保が難しいことが影響しているのではないかと推察する。「食品廃棄物の再生利用に関する体験」についても学習時間の確保に加え、施設整備に対する経費面での問題があるのではないかと考える。農林漁業体験は、食品への知識を深める他に学校と地域の結びつきを深める面でも期待ができる。一方、食品の流通や食品廃棄物の再生利用に関する体験を取り入れている県が少なかった。昨今の食品の安全性を失墜させる事件や食品廃棄の問題を考えると、積極的に取り組ませたい内容である。

「指導計画」、「教材・時間」、「体験」を一括して比較すると、最も充足の割合が高かったのは「農林漁業体験」で、最も低かったのは「十分な指導時間の確保のための取組の促進」であった。

### 3.2.1. 大項目「学校・保育所等における食育の推進」中の中項目「子どもへの指導内容の充実」以外における小項目の比較

各中項目について、「子どもへの指導内容の充実」を除く小項目の充足を調べた結果を図6から図9に示した。

図6の「指導体制の充実」については、「給食の時間での食に関する指導の充実」が72.5%、「家庭科や体育などの各教科での食に関する指導の充実」が70.0%、「総合的な学習の時間での食に関する指導の充実」及び「栄養教諭配置の重要性の普及啓発」は67.5%であった。これらの数値に比べ、「栄養職員の栄養教諭への移行を推進」は17.5%と他の項目に比べると著しく低かつ



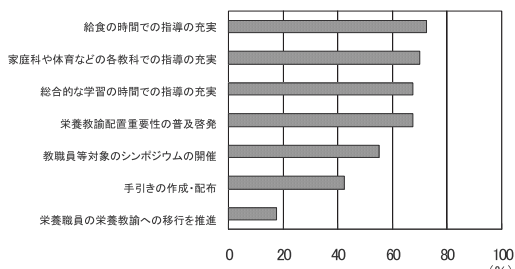


図6 大項目「学校・保育所等における食育推進」の中項目「指導体制の充実」の小項目を満たしている県の割合

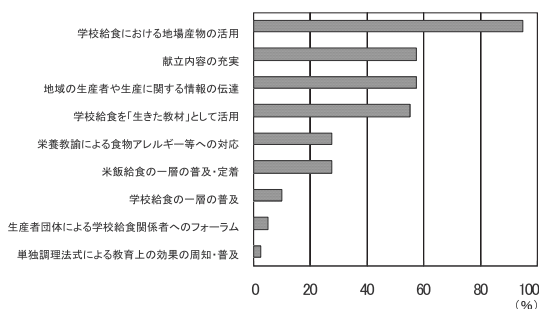


図7 大項目「学校・保育所等における食育推進」の中項目「学校給食の充実」の小項目を満たしている県の割合

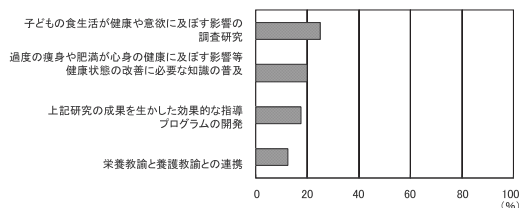


図8 大項目「学校・保育所等における食育推進」の中項目「食育を通じた健康状態の改善等の推進」の小項目を満たしている県の割合

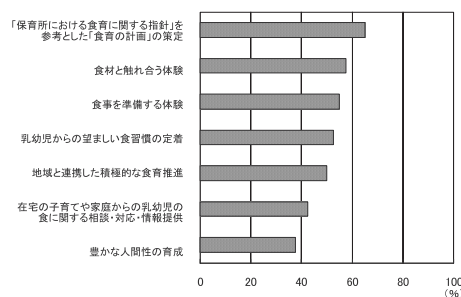


図9 大項目「学校・保育所等における食育推進」の中項目「保育所における食育推進」の小項目を満たしている県の割合

た。平成18年度の公立学校栄養教諭の配置状況は25都道府県359人であったが、平成20年1月の中央教育審議会答申において栄養教諭の役割が明記されたこともあり、20年4月現在では47都道府県1,886人と増加している。しかし、依然として各都道府県のばらつきは大き

い<sup>43)</sup>。栄養教諭には、授業への関与・参加の他に肥満やアレルギーに悩む児童生徒への個別指導が期待されていることから、早急に解決すべき課題である。

図7の「学校給食の充実」については、「学校給食における地場産物の活用の推進」が95.0%と高く、「栄養教諭を中心とした食物アレルギー等への対応」は27.5%と低かった。地場産物の活用は、農林漁業体験と関連付けた学習を計画することにより、一層の効果が得られると考える。

図8の「食育を通じた健康状態の改善等の推進」については、4つの項目全てが20%前後と他の中項目に比べると全体に低い傾向にあった。

図9の「保育所における食育推進」については、「食材と触れ合う体験」の57.5%や「食事を準備する体験」の55.0%の体験に関する項目に比べ、「豊かな人間性の育成」の充足が37.5%と低かった。「豊かな人間性の育成」は、短期間に目標達成できる内容ではないことから、推進計画に揚げていない都道府県が多いのではないかと推察する。

#### 4. 要約

学校教育における食育推進上の課題を表出することを目的に、国の食育推進基本計画と各都道府県の食育推進計画を比較検討した結果、以下のことが明らかになった。

- ・国の基本計画において、食育の促進に関する内容が示されている「第3 食育の総合的な促進に関する事項」を、「家庭における食育の推進」、「学校・保育所等における食育の推進」、「地域における食育の推進」等の項目（大項目）に分けて都道府県の推進計画の充足の割合検討した結果、各都道府県の推進計画が国の基本計画の内容を充足していないことが分かった。「学校・保育所等における食育の推進」は、「食文化の継承」や「食品の安全性等に関する情報提供及び国際交流」よりは高かったが、「地域における食育の推進」と比べると低いことが分かった。
- ・上記の大項目の「学校・保育所等における食育の推進」について中項目を設定して分析した結果、都道府県の推進計画の充足の割合が高かったのは、「指導体制の充実」、「保育所における食育推進」、「子どもへの指導内容の充実」、「学校給食の充実」、「食育を通じた健康状態の改善等の推進」の順で、「子どもへの指導内容の充実」と「学校給食の充実」にばらつきが多いこと、「食育を通じた健康状態の改善等の推進」が特に低いことが分かった。
- ・大項目「学校・保育所等における食育の推進」中の「子どもへの指導内容の充実」の小項目について、最も充足の割合が高かったのは「農林漁業体験」で、

最も低かったのは「十分な指導時間の確保のための取組の促進」であった。

- ・「食に関する指導計画の作成（学校長によるリーダーシップ）」25%に対して、「食に関する指導計画の作成（関係教職員による連携・協力）」が70%であったことから、学校長のリーダーシップより関係教職員による連携・協力を重きを置いていることが分かった。

## 5. 今後の課題

以上の調査結果をより、2つの大きな課題を表出することができた。一点目は、学習時間の確保であり、2点目は食育推進のリーダー的役割を担う人材育成である。

学習時間の確保については、本調査のなかで「家庭科や体育などの各教科での食に関する指導の充実」が70.0%と高い値を示していたこと、新学習指導要領の総則に家庭科を食育推進の教科として明記<sup>44)</sup>したことは前向きに評価できる。しかし、実際に家庭科の学習時間が増えたわけではない。家庭科は食生活のほかにも衣生活、住生活、家族、保育、消費者教育の内容を扱っており、食生活偏重の学習計画は組めないし、むしろ組むべきではない。指導を充実させるためには学習指導内容はもとより指導法、教材の精選に努めることは必須であるが、学習時間なくしては効果的な教材もただの置物になってしまう。食育基本法の前文は食育を知育、徳育、体育の基礎として位置づけている。この位置づけを具現化するには、食育の学習時間を道徳と同様に「食育の授業時数」として確保するべきである。「食育の授業時数」の提示が困難であれば、食育の中心教科である家庭科の学習時間を増やすべきである。青少年期の生活習慣は成人後の健康に影響すること、生活習慣病を増やし医療費を膨らませることが国の経済を脅かすことにつながることを教育に携わる方々に熟考していただきたい。

2点目の食育推進のリーダー的役割を担う人材の育成については、早急に取り組むべき課題と認識している。栄養教諭の職務の第一は従来の給食管理にある。児童生徒の日々の体調や家庭生活状況の把握は、学級担任を措いてはないことから、リーダー的役割を担う教員には学級（教科）担当教員が妥当である。リーダーは、食育推進の児童生徒の生活や学校のある周辺地域の状況に応じた学校独自の食育方針をまとめ、共通理解のもとに、各学年の年間にわたる食育指導の目標・内容と各教科等との関連を整理した計画作成業務にあたる。さらに、教職員一人ひとりの食育指導に必要な知識および技能・技術の力量形成のための研修を、栄養教諭と協力して担当するとよいだろう。

学校における食育の継続的実践には、学習時間の確保と、学校長を助け食育推進のリーダー的役割を担う

教員の存在が鍵になると考える。

## 引用文献

- 1) 内閣府,平成18年版食育白書,社団法人時事画報社,pp125-137(2006)
- 2) 北海道,  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/shokuan/shoku-shokuikukeikaku.htm>
- 3) 青森県,  
<http://www.pref.aomori.lg.jp/shokuanzen/shoku-uiku/shokuikukeikaku.pdf>
- 4) 岩手県,  
<http://www.pref.iwate.jp/hp030104/syoku/shoku-iku/suisin-keikaku.htm>
- 5) 宮城県,  
<http://www.pref.miyagi.jp/kensui/syokuiku/miyagisuishinkeikaku.htm>
- 6) 秋田県,  
<http://www2.e-komachi.jp/chisan/suisin.html>
- 7) 山形県,  
<http://www.pref.yamagata.jp/ou/norinsuisan/140001/20061227161822.pdf>
- 8) 福島県,  
<http://www.pref.fukushima.jp/imu/allsyokuikiP-DF.pdf>
- 9) 茨城県,  
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/yobo/kenkou/syokuiku/plan/kohyo/honsatu.pdf>
- 10) 栃木県,  
<http://www.pref.tochigi.jp/nousei/keikaku/plan/plansyoku.html>
- 11) 群馬県,  
[http://www.pref.gunma.jp/shokukaigi/06kids/s-hokuiku\\_plan/shokuiku\\_plan\\_top.htm](http://www.pref.gunma.jp/shokukaigi/06kids/s-hokuiku_plan/shokuiku_plan_top.htm)
- 12) 東京都,  
[http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/norin-sogoannai/plan/syoku\\_uiku\\_keikaku/syokuiku.htm](http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/norin-sogoannai/plan/syoku_uiku_keikaku/syokuiku.htm)
- 13) 山梨県,  
<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/k-min-shoku/55954360448.html>
- 14) 新潟県,  
[http://www2.pref.niigata.jp/niigata/webkeiji.nsf/7193862acf1154cd49256fc60006bba9/49256fd5005b6a2a492572bb001b68ff/\\$FILE/\\_12285c44agc88p9ogi14112772288844gd488otggh7j110b9228l644lmo882qg\\_.pdf](http://www2.pref.niigata.jp/niigata/webkeiji.nsf/7193862acf1154cd49256fc60006bba9/49256fd5005b6a2a492572bb001b68ff/$FILE/_12285c44agc88p9ogi14112772288844gd488otggh7j110b9228l644lmo882qg_.pdf)
- 15) 富山県,  
<http://www.pref.toyama.jp/sections/1600/syok>

- uiku/syokuikusuisin/fr.html
- 16) 石川県,  
<http://www.pref.ishikawa.jp/kodomoseisaku/syokuiku/keikaku.pdf>
- 17) 岐阜県,  
<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11221/syokuiku/keikaku.pdf>
- 18) 静岡県,  
<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-430/kenzou/syokuikusuishinkeikaku.htm>
- 19) 愛知県,  
<http://www.pref.aichi.jp/shokuiku/syokuiku/plan/plan.html>
- 20) 三重県,  
<http://www.pref.mie.jp/D1NOURIN/syokuiku/mie%20syokuiku.pdf>
- 21) 滋賀県,  
<http://www.pref.shiga.jp/hodo/e-shinbun/ef00/files/20070629-2.pdf>
- 22) 京都府,  
<http://www.pref.kyoto.jp/shokuiku/resources/splan.pdf>
- 23) 大阪府,  
<http://www.pref.osaka.jp/chiiki/kenkou/shokuiku/suishinkeikaku-honbun.pdf>
- 24) 兵庫県  
<http://web.pref.hyogo.jp/contents/000067075.pdf>
- 25) 奈良県,  
<http://www.pref.nara.jp/kenko/syokuiku/keikaku.pdf>
- 26) 和歌山県,  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070100/syokuiku/hyoushi.pdf>
- 27) 島根県,  
[http://www.pref.shimane.lg.jp/health/kenko/kenko/chouju\\_info/shokuiku\\_suishin\\_keikaku.html](http://www.pref.shimane.lg.jp/health/kenko/kenko/chouju_info/shokuiku_suishin_keikaku.html)
- 28) 岡山県,  
[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif\\_id=6892](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=6892)
- 29) 山口県,  
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/kenko/pdf/syokuiku.pdf>
- 30) 徳島県,  
<http://www.pref.tokushima.jp/generaladmin.nsf/topics/28D80C216D26B1B5492572600021D323.ospendocument>
- 31) 香川県,  
[http://www.pref.kagawa.jp/kenkosomu/shokuiku/question/promotion\\_plan.html](http://www.pref.kagawa.jp/kenkosomu/shokuiku/question/promotion_plan.html)
- 32) 愛媛県,  
<http://www.pref.ehime.jp/ICSFiles/afieldfile/2007/05/08/syokuikusuishinkeikaku0427.pdf>
- 33) 高知県,  
<http://www.pref.kochi.jp/kenkou/nouris/shokuiku/keikaku.pdf>
- 34) 大分県,  
<http://www.pref.oita.jp/13900/suishin/syokuiku/keikaku/index.html>
- 35) 福岡県,  
[http://f-syokuiku.com/info/DL/in\\_001.pdf](http://f-syokuiku.com/info/DL/in_001.pdf)
- 36) 長崎県,  
<http://www.pref.nagasaki.jp/shokuhin/shokuiku/pdf/keikaku.pdf>
- 37) 佐賀県,  
[http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/ikuji\\_ky-oiku/shokuiku/file/kihon-keikaku.pdf](http://www.pref.saga.lg.jp/at-contents/ikuji_ky-oiku/shokuiku/file/kihon-keikaku.pdf)
- 38) 熊本県,  
[http://www.pref.kumamoto.jp/safety\\_food/asp/news.asp?i\\_news\\_no=8721](http://www.pref.kumamoto.jp/safety_food/asp/news.asp?i_news_no=8721)
- 39) 宮崎県,  
<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000063235.pdf>
- 40) 鹿児島県,  
<http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/nogyo/syokuiku/koryu/index.html>
- 41) 沖縄県,  
<http://www3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/12616/umanchuplan.pdf>
- 42) 文部科学省,食に関する指導の手引,文部科学省,p9(2007)
- 43) 内閣府,平成20年版食育白書(概要)p13,<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/2008/pdf-gaiyou.html>(2008)
- 44) 文部科学省,新しい学習指導要領,[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/sou.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/sou.htm)